

富田林市交通会議の経緯と今後の運営について

(1) 富田林市交通会議の経緯

- 平成20年12月 「交通施策検討委員会」を設置
- 平成24年5月 「富田林市交通基本計画」を策定
- 平成24年8月 市長の附属機関として「交通会議」の設置

※これまでに協議された事項（主なもの）

- ・ 富田林駅～金剛駅間連絡路線バスサービスの社会実験
 - ・ 公共交通不便地域における地域に応じた公共交通サービスの検討
 - ・ 公共交通バスマップの作成及びバスマップを活用した公共交通の利用促進
- 令和元年8月 「道路運送法」および「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化法」）」の規定に基づく法定協議会の設置

(2) 今後の交通会議の運営について

法定協議会のメリットを生かして、本市の地域公共交通の活性化を目指していく中で、主に下記のことについて検討していくこととする。

- 交通不便地域における公共交通サービスの検討
法定協議会移行後も、引き続き検討していく。
- 地域公共交通網形成計画の策定検討
活性化法に基づく「地域公共交通網形成計画」の策定も視野に入れながら、本市地域公共交通網のあり方を検討していく。
- 新たな交通会議委員の委嘱について
交通会議の設置目的を果たすため、協議内容に応じた交通会議委員の要請を検討していく（例：市民委員、地域の運行協議会の代表の追加要請など）。